

日本における礼儀の教育 2 : 現代について
Politeness Education in Japan 2 : The Present Age

柴崎 直人

Naoto SHIBAZAKI

はじめに

本論文は、「日本における礼儀の教育：中世から近代について」の後編として、現代の礼儀に関する日本の学校教育の流れを整理し、その特質および私立学校の教育内容について検討する。

1. 終戦から道徳の時間創設までの礼儀の教育

(1) 終戦時における礼儀の教育

昭和 20 (1945) 年の敗戦とともに、戦時国家体制を構築する要素としての礼儀である「国民礼法」は否定され、排除されることとなった。同年の 12 月 31 日の占領軍の指令、「修身、日本歴史及び地理停止ニ関スル件」と同時に、従来の日本が積み上げてきた礼儀の文化が否定・排除される危機に直面したのである。野村は、「戦前の礼法は人間の上下関係の秩序を保つために重んじられていたものであったから封建的である」として礼儀そのものが否定された、と指摘する⁽¹⁾。昭和 27 (1952) 年 4 月に主権が回復するまでの 6 年半のあいだ、連合国軍の占領下にあった日本では、戦後の道徳教育の変革が、GHQ (連合国軍最高司令官司令部) と文部省にとっての課題であった⁽²⁾。

この「修身、日本歴史及び地理停止ニ関スル件」以降、国家レベルの礼法書は編纂されることなく、教育現場における「礼儀」の内容として何を教えればよいのか、その指針を失った。

(2) 道徳の時間の設立と礼儀

① 昭和 22 (1947) 年「学習指導要領一般編 (試案)」における礼儀

学習指導要領は、昭和 22 (1947) 年に「教科課程、教科内容及びその取扱い」の基準として初めて設けられた。それ以来は、昭和 26 (1951) 年、昭和 33 (1958) 年、昭和 43 (1968) 年、昭和 52 (1977) 年、平成元 (1989) 年、平成 10 年、平成 20 年、平成 29 年を中心として主な改訂が行われてきた。

昭和 22 (1947) 年の「学習指導要領 一般編 (試案)」においては、わずかに第一章と第五章に道徳の語を認めることができる。

「第一章 教育の一般目標 一 個人生活については」において、

「1. 人の生活の根本というべき正邪善悪の区別をはっきりわきまえるようになり、これによって自分の生活を律して行くことができ、同時に鋭い道徳的な感情をもって生活するようになること。」

と示されている、また、

「第五章 学習結果の考査 二 如何にして考査するか (一) 知識と考え方の考査」においては、

「学習には科学的な考え方、数理的な考え方、道徳的な判断、家事処理の考え方といった考え方の理解を旨とするものがある。」

とある。しかし、道徳の教育についての指導要領上の詳細な記述はこの試案においては認められない。

なお、礼儀に関する記述は第一章 教育の一般目標の「三 社会生活については」において、

「4. 礼儀は社会生活の基礎であることを自覚し、これを重んじみずから実行するようになること。」

また、第四章 学習指導法の一般 三 (五) 学習目的を考えることには

「6. 態度を養うもの、たとえば、健康の習慣や、礼儀ある態度を身につけるような。」

とあり、礼儀が社会生活の基礎であること、礼儀ある態度の習得が、学習全般の目的の一つであることが示される。このように、「礼儀」の学習は昭和 22 年の学習指導要領試案において、すでにその重要性が

示されているのである。

②昭和 26 (1951) 年「中学校高等学校学習指導要領 社会科編 I (試案)」における礼儀

この試案において、社会科をはじめ各教科における道德教育の役割が明確にされた。

礼儀に関しては、中学校高等学校学習指導要領 社会科編 I 中等社会科とその指導法 (試案) [昭和 26 年 12 月 5 日 (1951 年) 発行] の「一般目標」の「態度」に

「7. 生活を計画的に営み、日常の行動において、礼儀を正しくする態度。」

と、中等社会科の日常行動の目標とする態度に関して、「礼儀を正しくする」が示される。しかしここではどのような礼儀をどのように正しくするかまでは言及されていない。

③昭和 28 (1953) 年 8 月の教育課程審議会答申「社会科の改善に関する答申」における礼儀

昭和 28 (1953) 年 8 月の教育課程審議会答申「社会科の改善に関する答申」においては、社会科の中での道德教育の役割がさらに強調されている⁽³⁾。

社会科のねらいとして、「児童・生徒が狭い国家主義から脱却した広い見地に立つ民主的社会人として、道徳的に成長することに寄与すること」が示される。また、

「社会科の改善にあたって力を注ぐべき面の一つは、基本的人権の尊重を中心とする民主的道德の育成である。学校教育において、このような道德教育を重視することの必要なことは論をまたない。とはいえ道德教育は、社会科だけが行うもののように考えることは誤りであって、これは学校教育全体の責任である」

といったように、学校教育における道德教育の重視と、道德教育が民主的に、かつ学校教育全体で行うことが指摘されている。

そして、「道德教育について」では

「小学校における道德教育は、その教育計画全般にわたって、児童の身近な具体的問題を中心とした実際的な生活指導と重点がおかれるべきであろう。(略) 小学校においては、各教師が、まず民主的社会における道德教育の理念をはっきりつかみ、それに基づく道徳的価値が、社会科の学習活動を通して児童の心情に訴えて理解されるような指導が望ましい。これがためには、各教師は、学年の発達段階に応じて、児童の日常生活における道徳的判断の基準とたるような価値のある行動や態度を考え、社会科における具体的事象の学習を通して、その行動や態度の重要であることが、おのずから児童に理解されるような指導も必要である。」

というように、教科の学習活動を通して児童の心情に訴えて理解されるような指導の必要性や、指導に際しては発達段階に応じて、児童の日常生活における道徳的判断の基準とたるような価値のある行動や態度を考えさせる方法などが示されている。このことは中学校でも同様である。

その他にも随所において道德教育のあり方について詳しく述べられているが、注目すべきはすでにこの時点で、「社会科の目標と児童の望ましい生活態度(社会科における道德教育の観点)」に、礼儀とその内容に関する具体的な記述が存在していることである。

「社会科では次のような観点にたって、望ましい生活態度を育成しようとする。」として

「第一に、人間尊重の精神と豊かな心情をつねに日常生活の上に具体的に表現していこうとする生活態度を育てること」、「第二に、自主的で統一のある生活態度を形成すること」、に続く第三の、「上の観点を根底として、清新で明るい社会生活を営むために必要な生活態度を養うこと」の中に、

「○民主的な生活に必要な礼儀を守り、尊敬、感謝、いたわりの念などをもつこと。」

と、礼儀を守ることが示されている。

ここで注目すべきは、「民主的な生活に必要な」という前提条件が付加されていることであろう。この文言を据える前提としては「民主的でない生活」が想定されているはずである。民主的でない生活における礼儀が、ここでは明らかに否定されている。

このように、戦後における具体的な「礼儀」の教育のスタートは、「民主的でない礼儀」の否定から始ま

っているのである。

以上のように、昭和33（1958）年までは、道徳教育は学校の教育活動全体を通じて行うことを基本として実施がなされていた⁽⁴⁾。また教育課程審議会における社会科に関する答申の中に、礼儀の教育に関する萌芽をわずかに認めるのみであった。

2. 道徳の時間創設以降の礼儀の教育

(1) 「道徳の時間」と礼儀の教育の内容

昭和33（1958）年3月15日に、教育課程審議会は「新たに道徳教育のための時間を特設する」ことを提言した。この答申を受けた文部省は「道徳の時間」特設の大綱を3月に示し、8月には学校教育法施行規則が一部改正され、同年9月からの授業が義務付けられることとなった。

これ以降の学習指導要領における礼儀の教育について、その記述内容を改訂後の学習指導要領から抽出し、その内容の変遷について検討を加える。

①昭和33年改訂学習指導要領における礼儀

この学習指導要領は、教育課程の基準としての性格が明確化され、基礎学力の充実、科学技術教育の向上などを目指し、小・中学校の教育内容の一本化が図られるようになった。なかでも注目すべきは道徳の時間の新設である。

昭和33年10月告示の小学校学習指導要領では、「第3章 道徳、特別教育活動および学校行事等、第1節 道徳、第2 内容」において、「主として「日常生活の基本的行動様式」に関する内容」の中に、

「(3) 服装・言語・動作など、時と場に応じて適切にし、礼儀作法を正しくする。」⁽⁵⁾

が見られ、敗戦後13年を経て礼儀に関する教育がふたたび日本の教育カリキュラムに明文化されることとなった。

ちなみに中学校では「第3章 道徳、特別教育活動および学校行事等、第1節 道徳、第2 内容」において、「1 日常生活の基本的な行動様式をよく理解し、これを習慣づけるとともに、時と所に応じて適切な言語、動作ができるようにしよう。」の中に「(2) 正確適切なことばづかいや能率的な動作ができるように努めよう。」があり、「集団生活は、お互いの理解と協同の上になりたつものであるから、他人に不快な感じをもたせることのないように表情や身なりにも注意し、時と所に応じて、正確適切なことばづかいや能率的な動作ができ、しかもそれらが個性的で、他人から敬愛されるものになるように努めよう。」⁽⁶⁾との解説がなされている。

②昭和43年（小学校）、44年（中学校）改訂学習指導要領における礼儀

スプートニク・ショックを受けたこの改訂では、教育内容の現代化として、時代の進展に対応した教育内容の導入が図られた。児童生徒が活動を通して知識を学ぶという経験主義の教育から、学問や科学の知識を系統的・体系的に理解しようとする系統主義の教育への転換が行われた。

小学校では「第3章道徳 第2内容」に

「(2) 時と場に応じて、服装・言語・動作などを適切にし、礼儀作法を正しくする。(低学年においては、日常生活におけるあいさつ、服装などを正しくすることを、中学年においては、時と場に応じて礼儀作法を正しくすることを、高学年においては、さらに、心のかよった礼儀作法のたいせつさを理解することなどを加えて、おもな内容とすることが望ましい。)」とある⁽⁷⁾

中学校では「第3章道徳 第2内容」における、

「2 日常生活の基本的行動様式をわきまえ、それが身につくように努める。」ことについて、

「(2) 礼儀の意義を理解し、時と所に応じた適切なことばづかいやふるまいができるようになること。」とある⁽⁸⁾。

③昭和52年（小学校・中学校）改訂学習指導要領における礼儀

ゆとり教育の先鞭をつけたというべきこの改訂では、ゆとりある充実した学校生活の実現を目指し、学

習負担の適正化がなされた。事業時数の削減や、指導内容の精選などをすすめ、児童生徒の負担を減らすための改訂であった。

小学校では「第3章道徳 第2内容」に、

「2 礼儀作法を正しくし、きまりのある生活をする。(低学年においては、日常生活におけるあいさつ、服装などを正しくし、きめられた時刻を守ることを、中学年においては、時と場に応じて礼儀作法を正しくし、時間を上手に使うことを、高学年においては、更に、心の通った礼儀作法の大切さを理解すること、きまりのある生活をするなどを加えて、主な内容とする。)」とある⁽⁹⁾。

中学校では「第3章道徳 第2内容」に

「2 日常生活における望ましい生活習慣をわきまえ、それを身につける。(身の回りや身近な環境を整え、時間や物などを大切にし、きまりのよい生活をするとともに、礼儀の意義を理解し、時と所に応じた適切な言動ができるように努める。)」とある⁽¹⁰⁾。

④平成元年(小学校・中学校)改訂学習指導要領における礼儀

高度経済成長が終わろうとする時期であり、様々な社会の変化やいじめ、不登校、校内暴力などに関する課題から教育内容の見直しが図られたこの改訂では、社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成が目指された。特に小学校における生活科の新設や、道徳教育の充実が図られたことが注目される。

小学校では「第3章道徳 第2内容」において以下のように示されている⁽¹¹⁾。

[第1学年及び第2学年]

2 主として他の人とのかかわりに関すること。

(1) 気持ちのよいあいさつ、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接する。

[第3学年及び第4学年]

2 主として他の人とのかかわりに関すること。

(1) 礼儀の大切さを知り、だれに対しても真心をもって接する。

[第5学年及び第6学年]

2 主として他の人とのかかわりに関すること。

(1) 時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接する。

中学校では「第3章道徳 第2内容」に

2 主として他の人とのかかわりに関すること。

(1) 礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言語ができるようにする。」とある⁽¹²⁾。

⑤平成10年(小学校・中学校)改訂学習指導要領における礼儀

「生きる力」の育成を主眼に置いたこの改訂では、基礎・基本を確実に身につけさせ、自ら学び自ら考える力をつけさせることをねらいとした、いわゆる「ゆとり教育」が展開された。その内容としては完全学校週五日制の導入、教育内容の精選、総合的な学習の時間の新設などが挙げられる。

小学校では「第3章道徳 第2内容」において以下のように示されている⁽¹³⁾。

[第1学年及び第2学年]

2 主として他の人とのかかわりに関すること。

(1) 気持ちのよいあいさつ、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接する。

[第3学年及び第4学年]

2 主として他の人とのかかわりに関すること。

(1) 礼儀の大切さを知り、だれに対しても真心をもって接する。

[第5学年及び第6学年]

2 主として他の人とのかかわりに関すること。

(1) 時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接する。

中学校では「第3章道徳 第2内容」に「2 主として他の人とのかかわりに関すること。

(1) 礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとる。」とある⁽¹⁴⁾。

中学校での「礼儀」について、平成元年改訂時までは「礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言語ができるようにする。」と「努力目標」として示されていたものを、平成10年から「礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとる。」と、実際に言動ができるようにするよう修正してある。

⑥平成20年（小学校・中学校）・21年（高等学校）改訂学習指導要領における礼儀

PISAなどの国際学力調査の結果から導かれた日本の児童生徒の課題に対応するため、教育基本法及び学校教育法が改正され、「生きる力の育成」のいっそうの充実が目指された。また基礎的・基本的な知識・技能の習得や、思考力・判断力・表現力等のバランスの取れた育成が目指された。

小学校では「第3章道徳 第2内容」において以下のように示されている⁽¹⁵⁾。

[第1学年及び第2学年]

2 主として他の人とのかかわりに関すること。

(1) 気持ちのよいあいさつ、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接する。

[第3学年及び第4学年]

2 主として他の人とのかかわりに関すること。

(1) 礼儀の大切さを知り、だれに対しても真心をもって接する。

[第5学年及び第6学年]

2 主として他の人とのかかわりに関すること。

(1) 時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接する。

中学校では「第3章道徳 第2内容」に「2 主として他の人とのかかわりに関すること。

(1) 礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとる。」とある⁽¹⁶⁾。

(2) 「特別の教科 道徳」と礼儀の教育の内容

① 「特別の教科 道徳」

道徳教科化の議論は、第2次安倍内閣において平成25(2013)年1月15日に設置された教育再生実行会議の提言から始まった。そこでは、いじめの問題等への対応についての議論と提言がなされ、その中で道徳の教科化が言及された。

その後、同年の「道徳教育の充実に関する懇談会」による「今後の道徳教育の改善・充実方策について（報告）～新しい時代を、人としてより良く生きる力を育てるために～」と、平成26(2014)年の中央教育審議会への諮問「道徳に係る教育課程の改善等について」、それに対する同年の答申「道徳に係る教育課程の改善等について」を経て学習指導要領の改訂が進められ、平成27(2015)年3月27日に、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領の改正の告示がなされた。これによって小学校平成30(2018)年度、中学校平成31(2019)年度より、「特別の教科 道徳」が設置されることとなった。

道徳の教科化においては、道徳科の教員免許の新設はなく、また児童生徒の評価においても数値による評価は行われないため、従来の教科とは大きく異なっている。それゆえ「特別の教科」という名称であり、また学習指導要領においても第2章の「各教科」ではなく、第3章という独立した章に位置づけられている。

②平成27年一部改正学習指導要領（平成27年3月）（小学校・中学校）における礼儀

小学校では「第3章 特別の教科 道徳 第2内容」において以下のように示されている⁽¹⁷⁾。

B 主として人との関わりに関すること

[礼儀]

[第1学年及び第2学年]

気持ちのよい挨拶、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接すること。

[第3学年及び第4学年]

礼儀の大切さを知り、だれに対しても真心をもって接すること。

〔第5学年及び第6学年〕

時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接すること。

中学校では「第3章 特別の教科 道徳 第2内容」の「B 主として人との関わりに関すること」に、「〔礼儀〕 礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとること。」とある⁽¹⁸⁾。

以上のように、義務教育の学習指導要領における「礼儀」は、小学校段階において「道徳」の教育内容として扱われてきた。

昭和33年の道徳発足当時は「服装・言語・動作など、時と場に応じて適切にし、礼儀作法を正しくする。」とだけあったものが、昭和43年には

(2) 時と場に応じて、服装・言語・動作などを適切にし、礼儀作法を正しくする。

低学年においては、日常生活におけるあいさつ、服装などを正しくすることを、

中学年においては、時と場に応じて礼儀作法を正しくすることを、

高学年においては、さらに、心のかよった礼儀作法のたいせつさを理解することなどを加えて、おもな内容とすることが望ましい。

と、低学年、中学年、高学年それぞれの発達段階に対応した内容が示されている。

昭和52年のものは

「2 礼儀作法を正しくし、きまりのある生活をする。

低学年においては、日常生活におけるあいさつ、服装などを正しくし、きめられた時刻を守ることを、

中学年においては、時と場に応じて礼儀作法を正しくし、時間を上手に使うことを、

高学年においては、更に、心の通った礼儀作法の大切さを理解すること、きまりのある生活をするなどなどを加えて、主な内容とする。」⁽⁸⁾

とあり、「時刻を守る」「決まりのある生活」など、基本的な生活習慣に関する内容が加えられていることが伺える。

平成元年以降は平成27年一部改正学習指導要領まで、一貫して以下の文言によって示されてきた。

〔第1学年及び第2学年〕は「気持ちのよいあいさつ、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接する。」

〔第3学年及び第4学年〕は「礼儀の大切さを知り、誰に対しても真心をもって接すること。」

〔第5学年及び第6学年〕は、「時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接すること。」

中学校学習指導要領においては、

昭和33年に「正確適切なことばづかいや能率的な動作ができるように努めよう。」とあり、

昭和43年は「礼儀の意義を理解し、時と所に応じた適切なことばづかいやふるまいができるようになること。」

昭和52年は「日常生活における望ましい生活習慣をわきまえ、それを身につける。」との表現となり、その補足説明として「(身の回りや身近な環境を整え、時間や物などを大切にし、きまりのよい生活をするとともに、礼儀の意義を理解し、時と所に応じた適切な言動ができるように努める。)」と示されている。

平成元年は

「礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言語ができるようにする。」

それ以降は27年一部改正までは

「礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとる。」

平成27年一部改正からは

「礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとること。」

となっている。

このように、礼儀に関する学習内容として、おもに以下のような内容が一貫して示されてきていることがわかる。

低学年：気持ちのよい挨拶、言葉遣い、動作などに心掛けて明るく接すること。

中学年：礼儀の大切さを知り、誰に対しても真心をもって接すること

高学年：時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接すること

中学校：礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとること。

特に、平成27年の一部改正学習指導要領においては、「接すること」「言動をとること」など、具体的な道徳的行動について示されている点が特徴といえよう。

なお、昭和33年小学校と中学校の双方にみられるのは「時と場」（小学校）、「時と所」（中学校）に応じて適切な服装・言語・動作ができるようになるというねらいであった。中学校ではさらに「それが個性的で、他人から敬愛される」ものでできることが求められている。興味深いのは「個性的」の文言であろう。これが意味するところは「個性的でない」礼儀のはずである。つまり、「個性的でない、画一的な礼儀」がここで否定されているのである。

3. 私立学校教育における礼儀の教育と「礼法」

これまでは公教育の礼儀について、学習指導要領の内容とその変遷から検討した。つづいて私立学校における礼儀の教育を取り上げたい。その際に、特に私立の女子校を中心とした「礼法」の授業に注目し、私立学校の教育の特徴として注目したい。

(1) 私立学校女子教育における礼法

現在においても私立の女子教育を行う学校のなかに、「礼法」の名称を残すものが散見される。

学習院女子中等科で中学1年生の道徳として「礼法」がある。

浦和明の星女子では中学の特別活動の時間として礼法を学ぶ。

香蘭女子中学校では1年生で礼法を必修としている。

横浜国際女学院翠陵は国際教育の授業の中で日本文化を学ぶ目的で礼法を学んでいる。

函嶺白百合学園では国際礼法を学んでいる。

豊島岡女子学園は中学1年と高校1年に年に一度、礼法の指導と礼法部の顧問による礼法指導がある。

また、茶道などの和の芸道を通じて礼法を学ぶ学校もある。

和洋国府台女子は高校1年で茶道を通して礼法を学ぶ。同様の学校が昭和女子大付属昭和も中学で茶道を通じた礼法の授業がある。その他、桜蔭、共立女子第二、田園調布雙葉、東京女子学園、カリタス女子、聖ヨゼフ学園、安孫子二階堂高校、聖徳大附属中高、相模女子大、文理開成高校などでも、礼法に類する授業がある。

野村満里子によれば、私立学校において「礼法・作法」の授業を行っている学校は全国で143校、茶道の授業を行っている学校は77校あり、合計220校で礼儀に関する何らかのカリキュラムが存在しているとのことである⁽¹⁹⁾。

(2) 私立学校女子教育における礼法教育の内容

私立の女子中学校・高等学校（一貫教育：6年制）の中には、教員免許と礼法の師範資格を持った「礼法科の専任教員」を複数名配置し、中学校から高等学校にかけて6年間にわたる礼法教育を実施している学校もある。ここではそのカリキュラムを概観し、私立学校における礼儀の教育の内容について知見を得ることを試みる⁽²⁰⁾。

カリキュラムは千葉県松戸市にある中高一貫制私立女子中高の「特別進学6年クラス」という6年間を通じて一貫した教育を行う学級において実践されたものである。

【六年間の礼法学習内容】

[中学第一学年]

(前期)

- | | |
|---------|-----------------|
| 1. 自己紹介 | ・ 自分を知ってもらうこと |
| 2. 礼法概説 | ・ 組み紐にて『菊花結び』作成 |

- 3. 美しい姿勢(立った姿勢) ・正しい姿勢をとる理由
 - 4. 椅子の立ち方、座り方 ・美しい椅子の立ち方/座り方の習得
 - 5. 立礼 ・会釈、敬礼、最敬礼の意味と心遣い
 - 6. 歩き方(戸外・廊下) ・TPOに合わせ、美しく歩く技法
 - 7. 行会いの礼・前通りの礼 ・他人に会ったとき、前を横切る際の礼
 - 8. 人がいる部屋での心遣い 1・ドアの開閉の仕方・入室、退室の仕方、2・他人への心遣いと言葉遣い。
 - 10. 道徳 1 ・『他人を思う心』
 - 11. 実技試験 ・入退室とお辞儀・椅子
- (後期)
- 12. 和食のマナー 1～7 ・世界の食形態と箸の歴史、配膳の仕方、箸の正しい持ち方、箸の取り方、置き方の解説、箸の種類とお椀の扱い方、嫌われる箸使い、食事の作法
 - 19. 折形 1 ・箸包みの作成
 - 20. 道徳 2 ・『気持ちを表す言葉遣い』
 - 21. 実技試験解説 ・立礼、箸の扱い、椅子の作法
 - 22. 道徳 3 ・『乗り物の中で』
- [中学第二学年]
- (前期)
- 1. 物の受け渡し 1・2 ・物の受け渡しの心遣い
 - 3. 和室の作法 1～6 ・礼法室見学、玄関の上がり方、玄関の作法実習、歩き方と方向転換の仕方、正座の仕方、総復習
 - 9. 実技試験解説 ・和室での立居振舞い
 - 10. 道徳 4 ・『挨拶について』
- (後期)
- 11. 手紙の書き方 ・簡単な手紙の書き方を学ぶ
 - 12. 和室の作法 7～10 ・座礼 1 (一般の座礼)、座礼 2 (古典の座礼)、襖の作法、座布団の作法
 - 16. 実技試験解説 ・襖、座礼、座布団の作法
 - 17. 折形 2～3 ・鶴のお年玉包み 1・2 折形の歴史と文化、折形作成
 - 19. 煎茶の作法 1～3 ・お茶の基礎知識、お茶の入れ方、いただき方、運び方、出し方
- [中学第三学年]
- (前期)
- 1. 煎茶の作法 4～7 ・礼法室での練習、盆の持ち方、運び方、菓子の盛り付け方と出し方、実習
 - 5. 旅先でのマナー 1～5 ・洋食マナー、旅館・ホテルマナー、抹茶の心得、食事の知識、公私の区別
 - 10. 実技試験解説 ・煎茶の運び方、出し方、いただき方
- (後期)
- 11. 道徳 5～6 ・『ハンディのある人への心遣い』 1・2
 - 13. 訪問の作法 1～4 ・玄関での作法、玄関での作法の実習、室内での作法
 - 17. 実技試験解説 ・室内での物の受け渡し方
 - 18. 日本の年中行事 1～2 ・お正月について、七草粥に見る日本人の知恵
 - 20. 室内を飾る ・掛け軸、花の心得
 - 21. 面接の受け方 ・面接の受け方、その一例
 - 22. 道徳 7 ・『お礼とは』
- [高校第一学年]

(前期)

1. 礼法許状に関して
2. ゆかた 1～6
9. 折形 4～6
- ・花鬘の伝・花鬘の正伝とは
 - ・日本の自然と和服の関係、名称とたたみ方、ゆかたの着方、半幅帯での蝶結び、ゆかたの基礎知識と立居振舞い、ゆかたでの立居振舞い、ゆかたの着用・歩き・座礼
 - ・内包みの作成、月謝紙幣包みとたとう包み、香典包み

(後期)

12. 折形 7～11
17. 日本建築の基礎知識 1～4
21. 和室の作法 11～13
- ・鶴の祝儀包み、熨斗の起源と心遣い・小熨斗の作成、水引の意味、双輪結びとま結びの作成、表書きの書き方
 - ・書院造りの室内の知識と歴史、日本の座り方の歴史、上座と下座の考え方、実生活での上座、下座
 - ・挨拶の仕方、襖の作法、襖の作法実習

[高校第二学年]

(前期)

1. 和室の作法 14～18
6. 実技試験解説
7. 日本の年中行事 3～5
10. 小笠原流礼法の歴史 1
- ・扇子の歴史と扱い方、座礼 1－指建礼～合手礼一、座礼 2－扇子との組み合わせ一、座敷での挨拶の仕方、座布団の作法
 - ・扇子、座礼、襖、座布団の作法
 - ・節供の意味と歴史、年中行事と季節感、各節供の解説。
 - ・小笠原流礼法の歴史と特徴

(後期)

11. 小笠原流礼法の歴史 2～4
14. 和室の作法 19～21
17. 実技試験解説
18. 抹茶の作法 1～5
- ・戦国時代から現代まで
 - ・床の間拝見と席入りの仕方 1～3
 - ・入室、床の間拝見から席入り
 - ・お茶と抹茶道の歴史、小笠原流抹茶道の歴史、亭主の作法 1～3

[高校第三学年]

(前期)

1. 抹茶の作法 6～11
8. 冠婚葬祭の作法 1～3
11. 折形 12
12. 古文書講読
- ・客の作法 1 席入り、2 いただき方、総まとめ、茶会の解説、抹茶実習 1 「茶会」前半、抹茶実習 2 「茶会」後半、抹茶の出し方といただきかた
 - ・人の一生 1 生まれる前から成人式、2 婚礼から死後の祭祀、3 婚礼の作法と葬式の作法
 - ・鶴と熨斗の付いた祝い包み
 - ・小笠原家に伝わる古文書類の講読

(後期)

13. 着物 1～6
19. 折形 13
20. 贈り物の受け渡し
- ・長襦袢の着用とたたみ方、長襦袢と長着の重ね着、名古屋帯によるお太鼓結び、長襦袢から帯まで完成 1・2、着物の着装と起居・座礼
 - ・万葉包みとあわび結び
 - ・袱紗・風呂敷での包み方と贈答の作法

このカリキュラムの特徴としては、6年間を見通した礼儀の学びの組み立てがなされていることである。中学校入学時には礼法の基礎教養としての歴史や、基本的な生活習慣に根差す礼法を学び、また修学旅行などの学校行事に応じた内容がそれぞれの時期に組み込まれている。

高校になると浴衣や着物、茶道、冠婚葬祭など、日本の伝統文化を基盤として総合的に礼法を学べるようにカリキュラムが組まれており、その発達や既得の学習内容に応じた教育が提供されていることが伺え

る。このような形で、私立学校では現代においても礼法の名称を用いて、豊かで充実したカリキュラムの礼儀の教育を展開していることが確認できる。

4. おわりに

学習指導要領とその変遷からは、第二次世界大戦とその結果によって戦後の「礼儀」の学習内容が「民主的でない生活における礼儀を否定」する方向に規定された事実が確認できた。また、礼儀に関する学習内容として、小学校の低学年では「気持ちのよい挨拶、言葉遣い、動作などに心掛けて明るく接すること」、中学年では「礼儀の大切さを知り、誰に対しても真心をもって接すること」、高学年では「時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接すること」、そして中学校では「礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとること」という内容が一貫して示されてきていることが確認できた。とくに、平成27年の一部改正学習指導要領においては、「接すること」「言動をとること」など、具体的な道徳的行動について示されている点が特徴といえよう。

私立学校の礼儀の教育について、今回は一つの学校における礼法のカリキュラムを提示するに留まったが、礼儀の学びを提供するにあたり、特別の教科 道徳の範囲に限定されることなく、学校によってさまざまな手掛かりを用いてその充実に努めていることが伺える。今後は各校のカリキュラムを比較検討し、その異同の検討から新たな知見を得たいと考えている。

〔引用文献〕

- (1) 野村満里子「学校における礼法教育について」日本私学研究所紀要第30号(1), 1995, 211-232, p214
- (2) 貝塚茂樹「戦後の道徳教育の変遷」, 押谷由夫編著「自ら学ぶ道徳教育」保育社, 2011, p51
- (3) 教育課程審議会「社会科の改善に関する答申」, 文部省, 1953,
- (4) 中央教育審議会教育課程部会「考える道徳への転換に向けたワーキンググループ 資料4」, 文部科学省, 2016, p2)
- (5) 小学校学習指導要領, 文部省調査局編集, 1958
- (6) 中学校学習指導要領, 文部省調査局編集, 1958
- (7) 小学校学習指導要領, 文部省, 1968
- (8) 中学校学習指導要領, 文部省, 1969
- (9) 小学校学習指導要領, 文部省, 1979
- (10) 中学校学習指導要領, 文部省, 1979
- (11) 小学校学習指導要領, 文部省, 1989
- (12) 中学校学習指導要領, 文部省, 1989
- (13) 小学校学習指導要領, 文部省, 1989
- (14) 中学校学習指導要領, 文部省, 1989
- (15) 小学校学習指導要領, 文部科学省, 2008
- (16) 中学校学習指導要領, 文部科学省, 2008
- (17) 小学校学習指導要領, 文部科学省, 2015
- (18) 中学校学習指導要領, 文部科学省, 2015
- (19) 野村満里子「学校における礼法教育について」日本私学研究所紀要第30号(1), 1995, p21, pp. 211-232,
- (20) 聖徳大学附属中学校高等学校礼法科「礼法を学んで」2002, 聖徳大学附属中学校高等学校, pp. 4-6

〔参考文献〕

学習指導要領 一般編 (試案), 文部省, 1947